

山口市上下水道事業建設工事競争入札参加基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事の適正な執行を確保するため、競争入札により契約を締結する場合に、これに参加する者の参加基準等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）法第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 有資格業者 山口市上下水道事業建設工事競争入札参加資格及び登録に関する要綱第2条の規定により入札参加資格を有すると認定され、入札参加者として登録された者
- (3) 契約審査会 山口市上下水道事業契約審査会設置要綱に定める契約審査会
- (4) 格付業種 山口市上下水道事業建設工事業者格付等級要領に定める対象業種
- (5) 等級区分 山口市上下水道事業建設工事業者格付等級要領に定める等級区分
- (6) 総合評定値 法第27条の23に定める経営事項審査により算定された総合評定値

(参加基準)

第3条 格付業種の参加基準は、それぞれの工事種別ごとに、別表1に掲げる請負対象設計金額により区分する。

2 格付業種以外の参加基準は、工事の規模、難易度、経営事項審査結果、工事実績等により設定する。

(応札可能業者数)

第4条 建設工事を条件付一般競争入札に付そうとする場合は、条件の設定により原則10者以上参加可能とすること。

(指名業者の数)

第5条 建設工事を指名競争入札に付そうとする場合は、有資格業者の中から、別表1に掲げる請負対象設計金額の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる標準指名業者数以上を指名するものとする。また、指名が1つの等級に限られる場合において、工事内容等から判断し、当該指名業者数が本項に定める標準指名業者数に満たない数であってもやむを得ないと契約審査会が審査したときは、これに満たない数の業者で指名を行うことができる。

(上位及び下位等級業者から参加させる場合の取り扱い)

第6条 上位及び下位等級業者から参加させる場合は、別表2に掲げるとおりとし、指名競争入札による場合は、別表1の当該請負対象設計金額に対応する標準指名業者数の2分の1を超えてはならない。

(特別な事情がある場合の取り扱い)

第7条 緊急、災害、特殊その他特別な事情があるときは、第3条から前条までの規定によらないで業者を参加させることができる。

(その他)

第8条 前各条に定めるもののほか、必要な事項については、山口市建設工事業者格付等級要領（以下「山口市格付要領」という。）の例による。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係、第 5 条関係)

1 格付業種

水道施設工事

等級	請負対象設計金額	標準 指名業者数	格付点数
1	5,000万円以上	8業者	800点以上
	1,500万円以上 5,000万円未満	6業者	
2	500万円以上 1,500万円未満	5業者	799点以下
	500万円未満	4業者	

- 1 市内に主たる営業所を有しない者を競争入札に付そうとする場合は、格付点数を法第 27 条の 23 に定める経営事項審査により算定された総合評定値に読み替えることとする。
- 2 水道施設工事を除く建設工事等を指名競争入札に付そうとするときは、山口市が発注する建設工事の競争入札参加基準に関する要綱第 4 条及び第 6 条に準じて行う。

別表 2（第 6 条関係）

1 等級業者を 2 等級工事へ参加させる場合の請負対象設計金額の範囲

工 事 区 分	請負対象設計金額
水道施設工事	2 0 0 万円以上

2 等級業者を 1 等級工事へ参加させる場合の請負対象設計金額の範囲

工 事 区 分	請負対象設計金額
水道施設工事	3, 0 0 0 万円未満